

# 先物・オプション取引に係る特別清算数値等に関するコンティンジェンシー・プラン

2002年7月16日制定

2023年5月29日改正

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所<sup>1</sup>

株式会社日本証券クリアリング機構

本プランは、緊急の事由等により、指数先物・オプション取引に係る特別清算数値（以下、「SQ値」という。）を定める日（以下、「SQ日」という。）において原資産市場の立会が停止された場合、金利先物取引に係る最終清算数値算出のもととなる無担保コールO/N物レートの確報値（以下、「TONA」という。）が日本銀行から公表されない場合及びエネルギーの現金決済先物取引に係る最終決済価格を計算する期間において最終決済価格算出のもととなる発表価格等を採用できない場合における当該先物・オプション取引に係るSQ値等の取扱いを明らかにするものである。

## I. 基本的な考え方

- ・ 指数先物・オプション取引に関しては、裁定取引がその原資産市場及び指数先物・オプション取引市場の流動性並びに価格形成の効率化及び安定化等に果たす役割は大きく、裁定ポジション等の調整などが先物・オプション取引の対象指数における各構成銘柄の始値等に基づき算出されるSQ値を基準として行われている。こうした裁定取引が果たしている役割並びに裁定取引及びそれに関連する取引規模を踏まえ、緊急の事由が発生した時においても裁定取引の前提となっているSQ値による最終決済等を確保するため、以下のとおりSQ日の繰延措置等を行う。
- ・ 金利先物取引は、金利参照期間におけるTONAの日次累積複利を100から差し引いた数値により最終決済を行う取引であるが、当該先物

---

<sup>1</sup> 株式会社東京商品取引所の上場商品の株式会社大阪取引所への一部移管に伴う2020年7月27日改正より追加。

取引については、緊急の事由により最終清算数値の定める時点において金利参照期間に属するいずれの銀行営業日付のTONAが公表されていない場合、後日これを確実に採取できる手段を確保しておくことが困難であることから、当該銀行営業日付のTONAとして直前銀行営業日付のTONAを用いて最終清算数値の算出を行うこととし、最終決済期日は繰り延べない。

- ・ 電力先物取引は、最終決済価格算出のもととなる原資産価格を一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット価格としており、電力の調達や販売等に関する価格ヘッジの役割を担っている。仮にブラックアウトが発生した場合及び卸電力市場システムが停止した場合等で市場運営が困難となったことにより JEPX のスポット市場を停止することとなった場合においては、当該停止期間中の最終決済価格算出のもととなる原資産価格として一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条第 6 項に基づき設定されるインバランス料金を代替的に採用することとしており、万一最終決済価格を決定する日（以下、「最終決済日」という。）において当該スポット市場停止期間において採用されるインバランス料金を速やかに入手できない場合には、最終決済日において当該インバランス料金に代えてスポット市場停止直前一週間のスポット市場価格の平均価格を用いて最終決済を行うこととし、最終決済日を繰り延べない。
- ・ プラッツドバイ原油先物取引及び LNG（プラッツ JKM）先物取引は、それぞれの最終決済価格算出のもととなる発表価格の対象期間（プラッツドバイ原油先物取引にあつては、最終決済日が属する月の前月の各営業日、LNG（プラッツ JKM）先物取引にあつては当月限の前々月 16 日から前月 15 日までの各営業日）の平均価格により最終決済を行う取引であるが、当該先物取引については、最終決済価格算出の時点で当該発表価格を採取できなかった場合において、後日これを確実に採取できる手段を確保しておくことが困難であることから、緊急の事由が発生した時においても最終決済価格を決定する時点で発表された情報に基づき最終決済価格を決定して最終決済を行い、最終決済日を繰り延べない。

## II. 具体的な対応策

項 目	対応等	備 考
<p>1. 国内株価指数を対象とする 指数先物・オプション取引</p> <p>(1) S Q 日の繰延べの判断基 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の a 又は b に該当する場合、国内株価指数を対象とする指数先物・オプション取引の S Q 日を繰り延べるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a S Q 日において、対象指数の構成銘柄のうちいずれかの銘柄において、緊急の事由により、売買立会（当該指数の算出において当該銘柄について指定された価格採用市場における売買立会に限る。以下、同じ。）が終日停止された場合</li> <li>b S Q 日において、対象指数の構成銘柄のうちいずれかの銘柄において、緊急の事由により売買立会が停止され（再開された場合を含む。）、所定の時限までに S Q 値を算出することができない場合</li> </ul> </li> <li>・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延措置等が不要と認める場合は、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配当指数先物取引及び日経平均トータルリターン・インデックスを対象とする指数先物取引（以下、「日経平均トータルリターン・インデックス先物取引」という。）を除く。</li> <li>・ 緊急の事由とは、天災地変、売買システムの障害及びテロ・戦争行為、その他やむを得ない事由により、価格採用市場が立会を停止した場合の当該事由をいう（以下、同じ。）。</li> <li>・ 会社情報の周知等のための売買停止は含まない。</li> <li>・ 所定の時限とは、午後 4 時とする。</li> <li>・ 対象指数を同一とする商品ごとに、S Q 日の繰延期間を決定する。</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
(2) SQ日の繰延期間	<p>① (1) aに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当初のSQ日（SQ日の繰延措置を行った場合における繰延べ前のSQ日をいう。以下、同じ。）以降、対象指数の全構成銘柄の売買立会が再開される日まで、当該指数先物・オプション取引のSQ日を繰り延べる。</li> </ul> <p>② (1) bに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当初のSQ日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下、同じ。）まで、SQ日を繰り延べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初のSQ日におけるSQ対象限月取引の指数先物取引の清算数値及び指数オプションの清算価格は、前日の値とする。</li> </ul>
(3) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該指数先物・オプション取引の繰延べ後のSQ日（SQ日の繰延べを行った場合における繰延べ後のSQ日をいう。以下、同じ。）に算出するSQ値を採用する。この場合のSQ値の算出における対象指数の各構成銘柄の値段は、次のとおりとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレックス限月取引における繰延べ後のSQ日が、SQ日の繰延べを行っていない原資産を同一とする限月取引のSQ日と同一となる場合、SQ日の繰延べを行ったフレックス限月取引のSQ値は、左記によらず、繰延べ後のSQ日に算出する繰延べを行っていない原資産を同一とする限月取引のSQ値を採用するものとする。</li> <li>・ 通常限月取引又は週次設定限月取引における繰延べ後のSQ日が、SQ日の繰延</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
<p>(4) 指数オプション取引に係る 権利行使に関する取扱い</p>	<p>a 当初のSQ日において、売買立会が行われた銘柄  当初のSQ日の売買立会の始値（当日に売買立会による約定値段がない場合は、別紙のとおり定める値段）</p> <p>b 当初のSQ日において、緊急の事由により、売買立会が終日停止された銘柄  売買立会再開日の始値（当日に売買立会による約定値段がない場合は、別紙のとおり定める値段）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該SQ値の算出に係る除数、基準時価総額及び対象指数算出用株式数等の数値又は数量は、当初のSQ日のものを用いる。</li> <li>・ SQ日の繰延措置を行った場合、指数オプション取引の権利行使日も繰延べ後のSQ日に繰り延べる。</li> </ul>	<p>べを行っていない原資産を同一とするフレックス限月取引のSQ日と同一となる場合、当該フレックス限月取引のSQ値は、左記により、繰延べ後のSQ日に算出する通常限月取引又は週次設定限月取引のSQ値を採用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社情報の周知等のための売買停止は含まない。</li> <li>・ SQ日の繰延措置を行ったオプション銘柄については、繰延べ後のSQ日に算出す</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
<p>(5) 新たな限月取引の開始日</p> <p>(6) 最終決済期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数先物・オプション取引における当初のSQ日から、指数先物・オプション取引の新たな限月取引を開始する。</li> <li>・ いずれかの指数先物・オプション取引についてSQ日の繰延べを行った場合における指数先物・オプション取引（SQ日の繰延措置を行わない指数先物・オプション取引を含む。）に係る最終決済期日は、すべての指数先物・オプション取引のSQ値が決定した日の翌日とする。</li> </ul>	<p>るSQ値により、自動権利行使制度に従い、権利行使処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利放棄の申告については、通常どおり清算システムにより行う。</li> </ul>
<p>2. 海外株価指数を対象とする指数先物取引</p> <p>(1) SQ日の繰延べの判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SQ日の日中立会終了時点で、本国取引のSQ値が決定していない場合には、同一の海外指数を対象とする大阪取引所における指数先物取引の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTSE 中国 50 インデックスを対象とする指数先物取引（以下、「FTSE 中国 50 先物取引」という。）を除く。</li> <li>・ 本国取引とは、Dow Jones Industrial Average を対象とする指数先物取引（以下、</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
<p>(2) S Q日の繰延期間</p> <p>(3) 最終清算数値</p>	<p>S Q日を繰り延べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。</li> <li>・ 当初のS Q日以降に本国取引のS Q値が決定した日の翌日まで、S Q日を繰り延べる。</li> <li>・ 本国取引において決定したS Q値と同じ値を採用する。</li> </ul>	<p>「NYダウ先物取引」という。) については、The Board of Trade of the City of Chicago, Inc. におけるNYダウ先物取引であって、取引最終日の属する月が大阪取引所のNYダウ先物取引における限月取引と同じ限月取引をいい、台湾加権指数 (TWSE Capitalization Weighted Stock Index をいう。) を対象とする指数先物取引 (以下、「台湾加権指数先物取引」という。) については、Taiwan Futures Exchange Corporation における台湾加権指数先物取引であって、取引最終日の属する月が大坂取引所の台湾加権指数先物取引における限月取引と同じ限月取引をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初のS Q日におけるS Q対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。</li> </ul>



項 目	対応等	備 考
<p>(3) 最終清算数値</p> <p>(4) 新たな限月取引の開始日</p> <p>(5) 最終決済期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当初のSQ日以降、SEHKにおいて有価証券の売買が最初に行われた日の翌日まで、FTSE 中国 50 先物取引のSQ日を繰り延べる。</li> <li>② (1) bに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 取引最終日の終了する日におけるFTSE 中国 50 インデックスの最終の数値が算出及び配信された日の翌日まで、FTSE 中国 50 先物取引のSQ日を繰り延べる。</li> </ul> </li> <li>① (1) aに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当初のSQ日以降、SEHKにおいて有価証券の売買が最初に行われた日におけるFTSE 中国 50 インデックスの最終の数値</li> </ul> </li> <li>② (1) bに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 取引最終日の終了する日におけるFTSE 中国 50 インデックスの最終の数値</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初のSQ日から新たな限月取引を開始する。</li> <li>・ 繰延べ後のSQ日の翌日とする。</li> </ul>	<p>の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。</p>
<p>4. 日経平均V I 先物取引</p> <p>(1) SQ日の繰延べの判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SQ日において、日経平均ボラティリティー・インデックス（以下、「日</li> </ul>	

項 目	対応等	備 考
	<p>経平均V I」という。)の算出、配信又は更新(以下、これらを合わせて「算出等」という。)がなされず、SQ値の計算に必要な所定の時間を確保できない場合その他これに類する場合には、日経平均V I先物取引(日経平均V Iを対象とする先物取引)のSQ日を繰り延べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の時間とは、30分間とする。</li> <li>これに類する場合とは、所定の時間に通常算出される個数の日経平均V Iの値(30分間においては120個)が得られない場合等をいう。</li> </ul>
(2) SQ日の繰延期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初のSQ日以降、日経平均V Iの算出等が再開され、SQ値の計算に必要な所定の時間を確保できるまで、SQ日を繰り延べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初のSQ日におけるSQ対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。</li> </ul>
(3) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延べ後のSQ日に、当初のSQ日と同じ算出方法により算出するSQ値を採用する。</li> </ul>	
(4) 新たな限月取引の開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初のSQ日から新たな限月取引を開始する。</li> </ul>	

項 目	対応等	備 考
(5) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SQ値が決定した日の翌日とする。</li> </ul>	
5. 日経平均トータルリターン・インデックス先物取引 (1) SQ日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のa又はbに該当する場合、日経平均トータルリターン・インデックス先物取引のSQ日を繰り延べるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 取引最終日の終了する日に、東京証券取引所が開設する市場において、緊急の事由により、売買立会が停止され、当該日における日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値が算出又は配信されていない場合</li> <li>b SQ日の午後3時時点で、取引最終日の終了する日における日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値が算出又は配信されていない場合（aを除く）</li> </ul> </li> <li>・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初のSQ日におけるSQ対象限月取引の清算数値は、前日の値とする。</li> </ul>
(2) SQ日の繰延期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (1) aに該当する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当初のSQ日以降、売買立会が再開され、日経平均トータルリター</li> </ul> </li> </ul>	

項 目	対応等	備 考
(3) 最終清算数値	<p>ン・インデックスの最終の数値が算出及び配信された日の翌日まで、日経平均トータルリターン・インデックス先物取引のSQ日を繰り延べる。</p> <p>② (1) bに該当する場合</p> <p>➤ 取引最終日の終了する日における日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値が算出及び配信された日の翌日まで、日経平均トータルリターン・インデックス先物取引のSQ日を繰り延べる。</p> <p>① (1) aに該当する場合</p> <p>➤ 当初のSQ日以降、売買立会が再開され、日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値が算出及び配信された日における日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値</p> <p>② (1) bに該当する場合</p> <p>➤ 取引最終日の終了する日における日経平均トータルリターン・インデックスの最終の数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延べ後のSQ日が、SQ日の繰延べを行っていない日経平均トータルリターン・インデックス先物取引のSQ日と同一となる場合、SQ日の繰延べを行った場合のSQ値は、左記によらず、繰延べ後のSQ日に算出する繰延べを行っていない場合のSQ値を採用するものとする。</li> </ul>
(4) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>SQ値が決定した日の翌日とする。</li> </ul>	

項 目	対応等	備 考
<p>6. CME原油等指数先物取引</p> <p>(1) S Q日の繰延べの判断基準</p> <p>(2) S Q日の繰延期間</p> <p>(3) 最終清算数値</p> <p>(4) 新たな限月取引の開始日</p> <p>(5) 最終決済期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S Q日の日中立会終了時点で、取引最終日の終了する日の米国における該当日におけるCME原油等指数の最終の数値が算出又は配信されていない場合、CME原油等指数先物取引（CME原油等指数を対象とする指数先物取引）のS Q日を繰り延べるものとする。</li> <li>・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。</li> <li>・ 取引最終日の終了する日の米国における該当日におけるCME原油等指数の最終の数値が算出及び配信された日の翌日まで、CME原油等指数先物取引のS Q日を繰り延べる。</li> <li>・ 取引最終日の終了する日の米国における該当日におけるCME原油等指数の最終の数値</li> <li>・ 当初のS Q日から新たな限月取引を開始する。</li> <li>・ 繰延べ後のS Q日の翌日とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初のS Q日におけるS Q対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
<p>7. 電力先物取引 (ベースロード・日中ロード)</p> <p>(1) 最終決済日の取扱い</p> <p>(2) 最終決済価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラックアウトの発生及び卸電力市場システムの停止等で市場運営が困難となり、原資産市場である JEPX の東京エリア又は関西エリアのスポット市場が停止された場合において、7. (2) に基づいた最終決済価格を用いることとし、最終決済日の繰延べを行わない。</li>   <li>・ ブラックアウトの発生及び卸電力市場システムの停止等で市場運営が困難となり、JEPX の東京エリア又は関西エリアのスポット市場が停止された場合、当月限の最終決済価格は、以下の価格を用いて算出された月間平均値とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① JEPX のスポット市場で取引が行われた期間の JEPX による電力の発表価格</li> <li>② JEPX の東京エリア又は関西エリアのスポット市場が停止された期間においては、当該スポット市場停止期間において適用されるインバランス料金</li> </ul> </li> <li>・ なお、最終決済日において、JEPX によるスポット市場停止期間において適用されるインバランス料金を速やかに入手できない場合は、最終決済日において当該インバランス料金に代えてスポット市場停止直前一週間のスポット市場価格の平均価格を用いて最終決済を行うこととし、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、東京商品取引所で取扱う商品先物取引の現金決済先物取引についても、最終決済日を繰り延べない</li> </ul>

項 目	対応等	備 考
	後日インバランス料金を用いて算出した最終決済価格との間で差額が生ずる場合には、当該差額分を授受する。	

### Ⅲ. 清算参加者への通知

SQ日の繰延措置を行う場合には、対象取引及びその取扱い等について、あらかじめ清算参加者に通知する。

以 上

- ※ 2006年2月27日、大証新売買システムの稼働に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2007年9月30日、金融商品取引法の施行に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2008年4月21日、個別証券オプション取引の導入に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2012年2月27日、日経平均V I先物取引の導入等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2013年7月16日、クリアリング機構への清算機能の移管に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2014年3月24日、株式会社東京証券取引所とのデリバティブ市場統合に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2015年11月9日、CNX Niftyの指数名称変更に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2016年7月19日、台湾加権指数先物取引及びFTSE 中国50先物取引の導入等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2018年7月17日、インドNifty50先物取引の上場廃止等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2020年7月27日、株式会社東京商品取引所の上場商品の株式会社大阪取引所への一部移管に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2021年9月21日、日経平均トータルリターン・インデックス先物取引及びCME原油等指数先物取引の導入等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2022年8月12日、国内株価指数を対象とする指数先物・オプション取引について、売買システムの障害により価格採用市場の売買立会が停止及び再開された場  
合に対応するため、所要の改正を行っています。
- ※ 2023年3月1日、日経平均V I先物取引のSQ値算出方法の見直し及び東京商品取引所におけるエネルギー市場の電力、原油並びにLNGに関する各商品の運用明  
確化のため、所要の改正を行っています。
- ※ 2023年5月29日、金利先物取引の導入に伴い、所要の改正を行っています。

国内株価指数を対象とする指数先物・オプション取引のSQ日の繰延べ時における指数の各構成銘柄の採用値段の取扱い

SQ日を繰り延べた場合における、SQ値の算出対象となる国内株価指数の各構成銘柄の採用値段は、以下のとおり取り扱う。

想定される条件	採用値段
(1) 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会が行われた銘柄 ① 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がある場合 ② 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がない場合 a 当初のSQ日の価格採用市場において、最終特別気配値段がある場合 b 当初のSQ日の価格採用市場において、最終特別気配値段がない場合 (a) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がある場合 (b) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がない場合	当初のSQ日の価格採用市場における始値  当該最終特別気配値段  価格採用市場における直近約定値段（気配値段含む）  その都度定める値段（原則、権利落理論価格）
(2) 当初のSQ日の価格採用市場において、緊急の事由により終日売買停止が行われた銘柄 ① 売買立会再開日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がある場合 ② 売買立会再開日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がない場合 a 売買立会再開日の価格採用市場において、最終特別気配値段がある場合 b 売買立会再開日の価格採用市場において、最終特別気配値段がない場合 (a) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がある場合 (b) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がない場合	売買立会再開日の価格採用市場における始値  当該最終特別気配値段  売買立会再開日の価格採用市場における直近約定値段（気配値段含む）  その都度定める値段（原則、権利落理論価格）

※「価格採用市場」とは、対象指数の構成銘柄のいずれかの銘柄が取引されている市場（国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。）をいう。）であって、当該指数の算出において当該指数の算出者が採用している価格を公表する市場をいい、各構成銘柄につき、当該指数の算出者がその算出ルール等により指定する。